

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」(案)に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、令和4年3月に概ね10年間の計画期間とする「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権に関する施策の基本理念及び基本目標を掲げ、令和4年度から令和7年度までの4年間の第1期実施計画として、人権施策を進めてきました。

次の第2期実施計画は、令和8年度から令和11年度までを計画期間とするもので、その策定にあたっては、現行計画の政策体系及び人権に関する基本的施策を継承しつつ、川崎市総合計画の改訂方針を踏まえながら、庁内連絡会議において検討を重ねてまいりました。

この度、第2期実施計画案について、市民の皆様から意見を募集したところ、9通（意見総数52件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」(案)」について
意見の募集期間	令和7年12月1日(月)から令和8年1月9日(金)まで
意見の提出方法	電子メール(ホームページ専用フォームを含む。)、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより(令和7年12月号掲載) ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 <p>かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館、市民館、市民文化局人権・男女共同参画室</p>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・紙資料の閲覧 <p>かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館、市民館、市民文化局人権・男女共同参画室</p>

3 結果の概要

意見提出数		9通
(内訳)	電子メール(ホームページ専用フォーム含む。)	9通
	F A X	0通
	郵送	0通
	持参	0通
意見総数		52件

4 御意見の内容と対応

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の趣旨に沿った本計画に基づき取組を進めることに賛同する御意見のほか、各部局の調整や協力に関する御意見などが寄せられました。

本市では御意見を踏まえ、本計画がより分かりやすいものになるよう文言の整理・修正等を行うとともに、関連計画の進捗等を踏まえた必要な時点修正などを行った上で、川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」(案)を取りまとめました。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見等）

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画全般に関すること	0	3	1	3	0	7
(2) 「第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要」に関する こと	0	1	0	2	0	3
(3) 「第2章 第2期実施計画の策定の背景」に関すること	0	0	0	5	0	5
(4) 「第3章 第2期実施計画」に関すること	1	2	0	28	1	32
(5) 「第4章 第2期実施計画の推進」に関すること	0	0	0	1	0	1
(6) その他	0	0	0	1	3	4
合 計	1	6	1	40	4	52

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 計画全般に関する御意見（7件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	川崎は人権について、よくやってると思う。条例もあり、計画案もわかりやすい。複雑で難しいことをたくさん並べるより、シンプルですごくいいと思う。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例は、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的としています。 今後も、本計画に基づき、人権に関する施策を推進してまいります。	B
2	人権について、色々課題があるのが分かっていいと思う。川崎だけじゃないけど、市がやっていることが分かるようにしてほしい。	本市の人権施策につきましては、本計画に基づき、市民にとって分かりやすい取組となるよう努めてまいります。	C
3	川崎市における人権に関する施策は多岐にわたっており、市民一人ひとりに目を向けていて大変良いと思う。この施策が川崎市民にしっかりと届くような取組が進むことを望んでいる。そして、市から発信された取組が市民に届いた結果として、市民側からもこの取組を周りの人達に届けられるようになって循環していけたら良いと考える。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例は、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的としています。 今後も、本計画に基づき、人権に関する施策を推進し、市民の皆様とともに取り組んでまいります。	B
4	計画案は、ポイントの羅列となっており、実際にどのような対策になるのか、読み取りづらく意見を考えにくいため、文章として示してほしい。また、一覧表も例示なのかわかりづらいため、計画になるときはそのまま文章として書きなおされるのかわかりづらい。意見を求めるのであれば、提出する人に考えやすいように案を作成してほしい。	本市の総合計画第4期実施計画においては、市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成の抜本的な見直しを行うこととしています。本計画についても、当該見直しの趣旨を踏まえた構成となっております。	D

5	<p>学校教育、社会教育など「差別のないまちづくり」に関わる公務労働に従事する職員の人権保障について、追記してほしい。</p>	<p>本計画においては、「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」を基本理念としています。「人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を図るに当たり、共生の前提となる人権保護の核心が個人の尊重にあることに鑑みて、個人の尊重に立脚した考えである「差別をなくす」、「多様性の尊重」を重視し、この2つの考えが浸透した「まち」を目指して、引き続き、取組を推進してまいります。</p>	D
6	<p>人権施策推進基本計画・第1期実施計画で成果が出ているので、第2期実施計画も更なる成果を期待する。</p>	<p>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例は、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的としております。</p> <p>今後も、本計画に基づき、人権に関する施策を推進してまいります。</p>	B
7	<p>川崎市は、人権に関する色々な取組を実施しているが、大事なのは部署間の連携だと思う。川崎市として、この政策に沿って、横のつながりを大事にして、市民のための人権政策になることを願っている。</p>	<p>本計画を効果的に推進するためには、人権施策に係る庁内各部署間の調整や協力が不可欠と考えております。今後も、本計画に基づき、人権に関する施策を横断的かつ総合的に推進してまいります。</p>	D

(2) 「第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要」に関する御意見（3件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>「2 基本的な考え方」の「(1) 基本計画の位置付け」の本文及び図表に「等」の文字があるが、そこで示されたもの以外のもも入るとなると関係者は困る。「等」を入れるなら、全て網羅して示してほしい。川崎市は、これだけの多分野で予算や人員を講じて対策を実施しているという証にもなる。</p>	<p>本計画においては、適宜「等」を使用するなど、簡潔な表現となるように工夫しております。引き続き、分かりやすい表現となるよう努めてまいります。</p>	D
2	<p>「2 基本的な考え方」の「(2) 基本計画の全体像」において、「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の答申に基づいて計画案が検討されたこと、指標を設定して達成や未達成の分析をして評価を行っていること、必要に応じて関係者に意見を聞いていることなどを書き込んだほうがよい。</p>	<p>「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の答申については、「(2) 基本計画の全体像」に記述はありませんが、本計画の「第3章 第2期実施計画」の「1 第2期実施計画策定の方向性」の「(1) 計画の政策体系・方向性等」の本文に記載しております。</p> <p>また、目標の達成を図る指標については「第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要」の「4 基本理念と基本目標を踏まえた方向性」の本文に、進行管理に関する意見・助言については「第4章 第2期実施計画の推進」の「2 進行管理について」の本文に記載があります。</p> <p>引き続き、分かりやすい構成となるよう工夫してまいります。</p>	D
3	<p>「4 基本理念と基本目標を踏まえた方向性」で新たに設定された第2期実施計画の「全体目標」の指標は、とても大事な指標であり、今後の活動で、指標が伸びることを期待する。</p>	<p>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例は、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的としております。</p> <p>今後も、本計画に基づき、人権に関する施策を推進してまいります。</p>	B

(3) 「第2章 第2期実施計画の策定の背景」に関する御意見（5件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>「1 国の主な動向」において、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について取り上げられているが、法律自体を知らない市民や事業者、教員などの関係者も多いと思われる。「分野横断施策」及び「分野別施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」の中の「研修」あるいは「意識の向上」になるのだろうが、周知のための学習を学校教育や社会教育で行ってほしい。</p>	<p>本市では、今後、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について、市民や事業者に対して、広報媒体や講座などを活用し、情報発信に努めるとともに、女性の支援に関わる職務に携わる関係者が法の趣旨や内容を正しく理解し、共通認識を持って支援に当たることができるよう、研修等を通じて理解を深める取組を進めてまいります。</p> <p>学校教育では、男女平等啓発冊子「自分らしくかがやく」を小学校3年生を対象に送付し、子どもたちが学校や家庭、進学などで、性別にとらわれることなく、自分の望んだ生き方を選択できるように、各教科・領域と関連させながら学習を進めております。</p> <p>教職員に向けては、ライフステージ（経験年数に応じた）研修において、アンコンシャス・バイアス（ジェンダー）についての話や、自身の行動を客観的に振り返るチェックシートの紹介、意見交流を通して、一人ひとりが多様な価値観を尊重できるような環境づくりに努めております。</p> <p>市民館では、社会教育振興事業として、学級・講座等を実施し、あらゆる世代への学びの機会を提供しております。また、平和や人権、男女共同参画社会などの年齢や性別にかかわらず普遍的な課題を解決するための学習機会を提供し、市民意識の啓発や共生社会の形成に必要な能力を養うことを目的として、「平和・人権・男女平等推進学習」を実施しております。</p>	D

2	<p>令和7（2025）年12月16日に成立した高次脳機能障害者支援法（令和8（2026）年4月1日施行予定）について、新しい動向なので計画案に入れるのは難しかったと思うが、「1 国の主な動向」に反映することを検討してほしい。</p> <p>主にニュースになっているのは、教育と就労の場における差別による被害などについてであるが、協議会の答申において、関連の法律（男女雇用機会均等法、教育機会確保法など）の名称が挙がっておらず、これらの法律の順守についても計画に含めてほしい。</p> <p>川崎市として、市民のライフステージの連続性を考慮した取組をしていることがわかると思うので、他の計画等で対策を講じているなら、その旨を簡潔に追記してほしい。</p>	<p>「1 国の動向」については、本計画の策定の背景として、主に、全ての障害者の人権（人格や個性の尊重や差別の防止・解消など）に関わるものについて掲載しているところでございまして、障害分野における全ての法改正や動向等を網羅的には記載しておりませんが、具体的な取組を進めるに当たっては、高次脳機能障害者支援法含め、障害者に関わる法令や国の動向等を踏まえながら対応してまいります。</p> <p>また、高次脳機能障害のある方を含め、障害のある方の人権に配慮した取組を進めるためには、性別やライフステージ等にも配慮する必要があることから、男女雇用機会均等法や教育機会確保法など、従来からの関係法令の主旨等も踏まえながら、分野別施策の「4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進」における、地域生活支援や就労支援、特別支援教育等の取組を行っているところでございます。</p> <p>なお、障害福祉施策全般については、本計画の関連計画として位置付けている「かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」に基づき、取組を推進しており、障害の特性や程度、ライフステージ、ニーズ等に応じた相談や地域生活支援、社会参加の促進等を進めております。</p> <p>今後も、引き続き、障害のある方の自立及び社会参加の機会が地域で確保されるよう、関連計画と連携した取組を推進してまいります。</p>	D
3	<p>第2期実施計画は、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に沿ったものである必要があり、市在住の「外国人市民」についての視点が少し弱いのではないかと。本計画の「策定の背景」に「外国人に関する社会情勢の変化」という項目があるが、昨今、「日本人ファースト」という言葉の裏に隠れた排外主義が目立つことから、市としての立ち位置を明確にしておく必要性が高まっていると感じる。</p>	<p>本市は、多様性のまちとして発展してきた歴史があります。多様性の価値をより一層大切に、今後も川崎市多文化共生社会推進指針に基づき、人権を尊重し、共に生きる多文化共生社会の実現を目指してまいります。</p>	D

4	<p>本計画における「基本目標」の達成を図る指標について、それぞれの項目が「市民の割合」となっているが、市民アンケートは外部の調査会社によるものであり、調査会社が変わると、調査対象や方法などが違って、長期のデータとしては信頼に欠けることは、他計画でも課題になっており、本計画の「個別指標」も同様である。この調べ方は、どのように行っているのか。</p>	<p>本計画の「基本目標の指標」及び「個別指標」については、「総合計画に関する市民アンケート」及び「人権に関する市民意識調査」の結果を基に設定しております。同アンケート及び同調査の調査対象や調査方法については、本市が作成した仕様書に基づき、受託業者が実施しております。</p>	D
5	<p>「2 本市における社会情勢の変化」において、「女性に関する社会情勢の変化」についての記載がないことで、本計画における男女平等に関する取組が軽く扱われることを懸念する。「かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書」によれば、「男女平等川崎条例」の認知度は低下しており、その結果を本計画に記載することで、川崎市における男女平等推進に対する関心の低下という「地域社会における男女平等推進の新たな課題」が生じているという認識を、行政の中で共有するとともに、市民にも示してほしい。</p>	<p>本計画においては、男女平等に関する取組を重要なものとして認識しており、女性を取り巻く状況の変化や見えてきた課題が適切に示されることが重要と考えております。そのため、「本市における社会情勢の変化」には記載はありませんが、分野別施策2の現状と課題において、貧困など生活上の困難に直面する女性の課題把握や、女性支援法を踏まえた困難な問題を抱える女性等への支援等について明示しております。あわせて、これらの考え方や取組の方向性については、行政内部で共有するとともに、市民の皆様にも適切に周知されるよう努めてまいります。</p>	D

(4) 「第3章 第2期実施計画」に関する御意見（32件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>「1 第2期実施計画策定の方向性」の「(1) 計画の政策体系・方向性等」の「第2期実施計画の全体の方向性」において、「川崎市総合計画や各分野別計画等との整合を図りつつ、策定することとします。」とあるが、整合性を図った結果、削除される対策や事業があれば、追記してほしい。</p>	<p>本計画は、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画第4期実施計画や分野別の他の計画等との整合を図りながら策定しております。</p> <p>市の総合計画第4期実施計画においては、市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成の抜本的な見直しを行うこととしており、本計画においても、その趣旨を踏まえた見直しを行っているところでございます。</p>	D
2	<p>市民が主権者であり、権利として人権が尊重されるべきという大本の学習が学校教育及び社会教育で不足しているように思う。分野横断施策の「1 人権教育の推進」又は「2 人権意識の普及」のいずれかに、「憲法やいろいろな法律で主権者として人権が保障されていることを理解する学習を学校教育、社会教育で実施することが大切」という内容を追記してほしい。</p> <p>また、長期遅刻・欠席、不登校や病院への入院などで通学が難しい又はできない児童にも、その学習は保障されるべきで、その点をどこかに追記してほしい。</p>	<p>本市では、平成12（2000）年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」として定め、学校教育における子どもの権利学習に取り組んでおります。</p> <p>また、教育委員会では、この日を含む前後一週間を「子どもの権利週間」と位置付け、この期間には、自分の大切さとともに、相手の大切さも認めることができるように、多くの市立学校で指導方法を工夫し、子どもの権利学習に取り組んでおります。</p> <p>登校が難しいお子さんについても、人との関わりを通して「自分を大切にすること」や「他者の意見を尊重すること」など、人権に関する学びの機会が確保できるよう、さまざまな支援を行っております。</p> <p>今後も、(仮称) 校内教育支援センターや「ゆうゆう広場」等、子ども一人ひとりの状況に応じた学びの機会を通じて、人権教育に努めてまいります。</p> <p>市民館では、社会教育振興事業として、学級・講座等を実施し、あらゆる世代への学びの機会を提供しております。人権に関わる学習としては、「平和・人権・男女平等推進学習」として織り交ざり多</p>	D

		<p>様化する課題等を横断的に学べるように学級・講座等を実施しておりますので、引き続き、人権に関わる学習を含めた、学びの機会の提供に取り組んでまいります。</p>	
3	<p>分野横断施策の「1 人権教育の推進」の「類型2 生涯学習における人権教育の推進」の「社会教育振興事業の実施」の「取組の方向性、アウトプット等」として、「市民館への指定管理者制度の導入（R8年度：多摩市民館、麻生市民館他）」とあるが、指定管理者制度の導入の方向性がわからない。指定管理者になっても、社会教育振興事業で学級・講座を行うのか。</p> <p>また、市立図書館は、市民が容易にコストをかけずに足を運べる施設であり、子ども向け・一般市民向け、それぞれに人権を意識した図書の紹介や学習会活動をしていることから、生涯学習、社会教育の中に市立図書館の取組・事業も含めるべきではないか。</p> <p>市民館や図書館が、生きづらい人の居場所の一つになるような事業も進めてほしい。</p>	<p>市民館への指定管理者制度の導入は、市民の多様なニーズ等の対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウやマンパワーを活用し、事業サービスを進めていくためのもので、「平和・人権・男女平等推進学習」を含めた社会教育振興事業についても指定管理者が実施してまいります。</p> <p>図書館においては、市民ニーズや社会的動向等が的確に反映されるよう充分配慮して、資料及び情報を幅広く収集することとしており、引き続き、「人権教育」を含めたあらゆる分野の資料収集・提供・活用を進めてまいります。</p> <p>また、令和3年3月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」において、「行きたくなる市民館・図書館」を「めざす方向性」のひとつとしており、引き続き取組を進めてまいります。</p>	D
4	<p>分野横断施策の「3 人権研修の充実・推進」において、「職員」と「市職員」の表記があるが、同じ意味であれば、表記を統一してほしい。</p> <p>また、「市職員」には、会計年度任用職員や指定管理者の職員が含まれるのか。</p> <p>公共施設の運営を担当している職員は、勤務時間の長短にかかわらず、また公務員でなくても、人権研修の必要があるので、その旨を追記してほしい。</p> <p>（同趣旨 他1件）</p>	<p>分野横断施策の「3 人権研修の充実・推進」において使用している「職員」とは、「市職員」を意味しており、本計画における文言の表記については、分野別の他の計画等で用いているものを踏襲することを基本としております。</p> <p>また、「職員」には、会計年度任用職員が含まれ、指定管理者の職員は含まれません。</p> <p>また、指定管理者に対しては、サービスの質を確保するため、必要に応じて業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修の実施等を求めています。</p>	D
5	<p>分野横断施策の「4 相談、人権救済、自立支援の充実」の「類型1 相談、人権救済、自立支援の充実」における「川崎市相談窓口一覧「かわさき相談マップ」の発行・配布」について、学校関係者（教職員、児童、PTA）や社会教育施設（市民館、図書館、博</p>	<p>川崎市相談窓口一覧「かわさき相談マップ」については、各区役所のほか、各市民館、図書館、行政サービスコーナーで配布しております。また、デジタルデバインド対策等も考慮に入れ、音声読み上げに対応した形で市ホームページにおいて公開しております。</p>	D

	<p>物館)、男女共同参画推進センター、こども文化センター、社会福祉協議会など、関係すると思われる部署・機関に配布するのか。また、多言語、点字対応も行っているのであれば、資料に所管課などを追記してほしい。</p> <p>「かわさき人権相談」による相談及び情報提供の実施について、多言語、点字対応を行っているのであれば、追記するとともに、資料に所管課などを追記してほしい。</p> <p>「労働相談」についても、多言語、点字対応を行っているのであれば、追記するとともに、資料に所管課などを追記してほしい。</p> <p>「こころの相談」についても、多言語対応を行っているのであれば、追記するとともに、資料に所管課などを追記してほしい。</p>	<p>「かわさき人権相談」については、電話、インターネット及び面談による相談となっており、多言語及び点字には対応していませんが、必要に応じて専門の相談窓口を御案内しております。</p> <p>「労働相談」については、多言語及び点字での相談は行っていません。外国語での相談については、神奈川県かながわ労働センターの「外国人労働相談」を御案内しております。</p> <p>「こころの電話相談」については、外国籍の方から相談があった場合に、その方の状況やおかれている環境等を踏まえて、関係機関と連携し対応してまいります。</p>	
6	<p>分野別施策の「1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進」の「類型2 子どもの意見表明・参加の促進」において、子ども自身が子どもの権利について学習し、意見表明・参加できる主体という理解ができるような学習が、どの事業・取組に含まれているのか分からないので、分かるように記載してほしい。</p> <p>また、障害のある子ども、外国ルーツの子どもについても、対象にしているのか分かるように記載してほしい。</p>	<p>子ども自身が子どもの権利について学習する取組は、分野別施策の「1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進」の「類型1 子どもの権利の尊重」において、「子どもの権利学習の推進」として記載しております。</p> <p>また、「類型3 子どもの最善の利益の確保」の「帰国・外国人児童生徒等支援事業」や、「事業・取組一覧」に掲載の「障害児等総合相談・生活支援事業」など、それぞれの子どもの置かれた状況に応じて必要な支援を受けられるようにするなど、全ての子どもの人権尊重と権利保護の取組を推進してまいります。</p>	D
7	<p>分野別施策の「1 子どもの人権尊重と権利保護の推進」の「類型2 子どもの意見表明・参加の促進」について、「子ども夢パーク」は市内に1か所しかありません。子どもの時期に外遊びなどの自然体験ができる公的な施設での取組・事業は他にもありますので、追記してほしい。</p>	<p>本市では、「子ども夢パーク」の他にも、「青少年の家」や「黒川少年野外活動センター」など、外遊びなどの自然体験活動が行える施設を設置しており、「事業・取組」では、子ども夢パークにおける「子どもの意見表明・参加の促進」に向けた活動を記載しているところでございます。</p>	D
8	<p>分野別施策の「2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」の「取組の方向性」に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の学習を含めてほしい。</p> <p>この法律を知らない市民が多く、法律によって何が変わるのか</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についての周知や学習については、「取組の方向性」の「暴力を容認しない社会環境の整備に向けた情報提供や啓発」の中に位置付けられております。また、「類型4 DV及び困難を抱える女性等への支援」における</p>	D

	<p>を理解することが女性の人権尊重につながるのであり、そのためには市民館、図書館などの社会教育施設や男女共同参画推進センターの取組・事業が活用できることから、「類型1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進」に「女性支援法に関する周知・学習」を加えてほしい。</p>	<p>「支援調整会議を中心とした多様な関係機関の連携体制の構築」や、「広報物やSNS等での女性支援に係る相談窓口の周知・啓発」の取組にも含まれております。</p> <p>市民館では、社会教育振興事業として、学級・講座等を実施し、あらゆる世代への学びの機会の提供しております。人権に関わる学習としては、「平和・人権・男女平等推進学習」として織り交ざり多様化する課題等を横断的に学べるように学級・講座等を実施しておりますので、引き続き、人権に関わる学習を含めた、学びの機会の提供に取り組んでまいります。</p> <p>図書館においては、市民ニーズや社会的動向等が的確に反映されるよう充分配慮して、資料及び情報を幅広く収集することとしており、引き続き、「男女共同」を含めたあらゆる分野の資料収集・提供・活用を進めてまいります。</p>	
9	<p>分野別施策の「2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」の「類型1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進」の「内容的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進」の「内容」の記述に「SDGs」とあるが、「SDGs」は男女平等に限ったものではないので、誤解を招かない書き方にしてほしい。</p>	<p>国際的なジェンダー平等に関する市民の理解促進は重要であり、SDGsが掲げる目標5「ジェンダー平等を実現しよう」にも関連することから、当該取組を「類型1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進」に位置付けてきたところですが、当該事業・取組の内容が主にSDGs目標5の達成に資する取組であることがより明確に伝わるよう、記載内容を修正いたします。</p>	A
10	<p>分野別施策の「2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」の「類型1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進」に「市職員の意識向上」とあるが、会計年度職員も含まれるのか。また、公の施設を運営・管理している指定管理者団体の職員の意識向上も必要であり、この点も追記してほしい。</p>	<p>「市職員の意識向上」の「市職員」には、会計年度任用職員が含まれます。また、公の施設を運営する指定管理者に対しては、サービスの質を確保するため、必要に応じて業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修の実施等を求めています。</p>	D
11	<p>分野別施策の「2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」の「類型4 DV及び困難を抱える女性等への支援」の「性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発」の「内容」に「若い世代に対して」と記述があるが、若い世代だけではなく、家庭、事業者への啓発や、アンコンシャス・バイアスに関する意識向上</p>	<p>本市では、性犯罪やハラスメントの防止に向け、若年層に加え、幅広い世代を対象とした啓発を進めています。男女共同参画センターにおいては、デートDV予防講座や、アンコンシャス・バイアスに関する講座を実施し、多様な市民や事業者が参加しやすい環境づくりに努めています。今後も、家庭や事業者を含むさまざまな立</p>	D

	<p>も必要であり、若い世代と対峙する関係者も変わらなければ、性暴力、性犯罪、DVは起こる。また、「支援」といった場合、相談に乗るだけではなく、シェルターの増設や、医療機関や警察関係者との連携も必要ではないか。</p>	<p>場の方に有益となるよう、講座や研修の内容や方法の工夫を進めてまいります。</p> <p>また、相談窓口の周知や相談対応の充実を図るとともに、関係機関と連携した被害の早期発見と被害者支援に取り組んでおります。</p> <p>DV被害者等への支援においては、相談者の意思を尊重し、相談者に寄り添ったきめ細かな対応が重要となりますので、相談者の状況に応じて連絡・調整等を適切に行いながら、警察・福祉・医療などの多岐にわたる機関・団体との連携した支援を実施しております。</p> <p>また、一時保護が必要なDV被害者等については、神奈川県等と連携しながら対応しており、今後も、個々の状況に応じた相談支援等を関係機関と連携しながら実施してまいります。</p>	
1 2	<p>分野別施策の「3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進」の「類型3 利用者本位のサービスの提供」の「取組の方向性、アウトプット等」が「介護保険料の現年度収納率」となっているが、「収納率」で利用者本位かどうかを測ることはできない。</p> <p>また、介護をしている家族の心身の負担を減らすような取組はどれか。ないのであれば含めてほしい。介護離職、ビジネスケアラー、ヤングケアラーの問題もある。小学生の頃から認知症や支援サービスの利用などについて学ぶ場や、ケアラーが一息つけるような居場所づくりは、地域包括ケアの部署の担当なのか。担当でないのであれば、別の部署と連携して取り組んでほしい。</p>	<p>介護保険制度は、国、県、市の負担金、及び被保険者の保険料を財源に運営しています。そのため、介護保険料の収納率の維持・向上を図ることで、安定かつ充実した介護サービスを提供することが可能となり、ひいては利用者本位のサービス提供につながることから、「取組の方向性・アウトプット等」を「収納率」としております。</p> <p>また、本市では、本計画の関連計画である「いきいき長寿プラン」に基づき、高齢者本人や家族を地域資源や各種制度に円滑に繋げることができるよう、地域包括支援センターを中心に、さまざまな面から総合的な相談・支援を行うとともに、法定の在宅サービスに加えて市独自の支援を行っているほか、特別養護老人ホーム等の基盤の整備・確保等を通じ、家族で介護されている方々の心身の負担や経済的負担の軽減を図っております。</p> <p>加えて、地域包括支援センターにおける「介護者の集い」の開催や、家族会の運営支援等による居場所づくりの取組を推進するとともに、教育委員会と連携し、副読本「ふれあい」を用いた教育や、「認知症サポーター養成講座」を小・中学で開催する等、学齢期の</p>	D

		<p>若い世代から、介護や認知症に関する正しい理解を深めるための取組を行っております。</p> <p>今後も、地域包括ケアシステムや高齢者施策を所管している健康福祉局を中心に、こども未来局や教育委員会、各区が連携しながら取り組んでまいります。</p>	
1 3	<p>分野別施策の「3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進」の「類型5 高齢者の多様な居住環境の実現」について、住宅の整備は重要だが、交通環境、買い物の利便性、地域の交流、医療・介護施設の近さなども含めて「生活圏」を考えなければ、孤独死のリスクは減らない。「住宅」以外の居住環境もぜひ検討してほしい。また、コンパクトシティ化の計画に合わせて、高齢者の居住環境も検討してほしい。</p>	<p>住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域を実現するために、生活基盤としての「住まい」の確保と、自らのライフスタイルに合った「住まい方」の実現が必要であると考えており、地域ごとに必要な社会資源等の状況を踏まえた取組を進めるとともに、望まない孤独や社会的孤立を回避できるよう、住民の主体的な活動に加え、多様な主体による相互連携や、地域資源の活用等を通じた、つながりづくりの取組を進めてまいります。</p> <p>また、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向けては、居住支援協議会において、入居から退去までに必要な支援等について協議するとともに、地域包括ケアシステムとの連携による多様な居住ニーズへの対応や、民間賃貸住宅を活用した居住支援を推進してまいります。</p>	D
1 4	<p>分野別施策の「4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進」の「現状と課題」に、高次脳機能障害者支援法（令和8（2026）年4月1日施行予定）について追記してほしい。また、「取組の方向性」に、この法律についての啓発・研修を追記してほしい。</p> <p>高次脳機能障害は、リハビリテーション、学習支援、就労支援などさまざまな対策が必要であり、類型1、類型2に追記してほしい。</p>	<p>分野別施策の「4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進」には、高次脳機能障害者支援法に関する記述はありませんが、本計画の事業・取組を進めるに当たっては、同法の主旨を踏まえながら対応してまいります。</p> <p>本市では、高次脳機能障害のある方に対する市民や御家族等の理解促進、障害福祉サービス等従事者の知識の向上等に向け、各専門機関による障害福祉サービス等従事者向けの研修や、市民向け講演会、当事者・家族交流会等を通じた普及啓発に取り組んでおります。</p> <p>また、令和7年度から、65歳未満の高次脳機能障害のある方で就職や復職を希望する方を対象とした講座を開始し、就労・復職に</p>	D

		<p>向けた支援やサービスに関する情報提供、相談支援を行うとともに、必要に応じ、受講者の方を地域リハビリテーションセンターへつなぎ、専門的な評価や相談、リハビリテーション等を実施するなど、就労に向けた支援を実施しております。</p> <p>高次脳機能障害については、これまでも特別支援学級等の担当者が集まる会議等でも、理解と啓発を行っておりますが、支援法の施行に伴い、改めて、担当者に対して、理解と啓発を行う必要があると考えております。</p> <p>なお、「類型1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～」の「特別支援教育推進事業」として、高次脳機能障害にかかわらず、全ての児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の確保や関係機関との連携による切れ目のない支援、支援が必要な児童生徒の増加等に対応した特別支援学校等の環境整備などの取組を進め、インクルーシブ教育システム構築に取り組むとともに、「類型2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～」の「学校における福祉教育の推進」として障害の重複化・多様化、医療的ケアの支援等の課題に対して、関係機関と連携して取り組んでまいります。</p> <p>今後も、同法の主旨を踏まえながら、地域において当事者の自立及び社会参加の機会が確保されるよう、必要な普及啓発や研修、リハビリテーション等の取組を推進してまいります。</p>	
15	<p>分野別施策の「4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進」の「類型2 地域とかかわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～」における「学校における福祉教育の推進」について、「福祉教育」だけでなく、芸術、自然体験など多面的な教育が必要であり、障害によって適切な教育は異なるため、福祉教育に限らず検討してほしい。</p>	<p>学校教育における芸術や自然にふれる取組については、各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じて、芸術鑑賞など多面的に行っております。</p>	D

16	<p>分野別施策の「4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進」の「類型3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～」において、「やさしいまち」というなら、杖歩行、車椅子、ベビーカーなどでも歩きやすい「みち」「まち」にしてほしい。疲れたときに休めるようなベンチや、ベンチを置いてある広場や公園も近所になく、ベンチはホームレス対策のためか、座りづらいものになってきている。バリアフリー構想は、こういう日常的なリスクや状況を解決してくれるものにしてほしいし、そういった啓発・学習などを市民・事業者・行政がしてくれることを望む。</p>	<p>本市では、市内の各駅周辺においてバリアフリー基本構想等を策定し、障害者や高齢者をはじめ、誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、公共交通機関や道路、都市公園等に関するバリアフリー化の方針や実施事業等を定め、取組を推進しております。</p> <p>頂きました御意見については、今後実施予定の次期「バリアフリー基本構想」の策定の参考といたします。</p>	D
17	<p>分野別施策の「6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進」の「類型2 行政サービスの充実」に「医療通訳スタッフの派遣」とあるが、犯罪の疑いをかけられたときにも、通訳スタッフの派遣が必要ではないか。</p>	<p>外国人の方が犯罪の疑いをかけられた際には、警察が通訳スタッフを手配していると認識しております。</p>	E
18	<p>分野別施策の「6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進」の「類型3 多文化共生教育の推進」の「識字学習活動の支援」に「市民館への指定管理者制度の導入（R8年度：多摩市民館、麻生市民館他）」とあるが、指定管理者制度の導入の方向性がわからない。指定管理者になっても、社会教育振興事業で学級・講座を行うのか。</p> <p>また、生涯学習、社会教育ということでは、市立図書館の取組・事業も含めるべきではないか。選書の際に多言語の絵本、図書の購入を増やす、多言語での「お話会」を実施するといった項目を含められるといいのではないか。</p>	<p>市民館への指定管理者制度の導入は、市民の多様なニーズ等の対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウやマンパワーを活用し、事業サービスを進めていくためのもので、「平和・人権・男女平等推進学習」を含めた社会教育振興事業についても指定管理者が実施してまいります。</p> <p>図書館の選書については、市民ニーズや社会的動向等が的確に反映されるよう充分配慮して、幅広く収集を行っており、「多文化共生」を含めたあらゆる分野の資料収集・提供・活用を引き続き進めてまいります。</p>	D
19	<p>分野別施策の「10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進」の「類型1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進」の「性的マイノリティに関する啓発の取組」について、市民館、図書館などの社会教育施設において取組・事業を行っているが、「事業・取組一覧」の所管課に教</p>	<p>市民館・図書館におきましては、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性」に限らず、人権に関わる事業の実施や、あらゆる分野の資料収集・提供をしております。</p> <p>本計画は、人権に関し行政として目指すものを体系的に整理したものであり、取りまとめに当たっては、各分野別計画等から関連す</p>	D

	育委員会が入っていないため、追記してほしい。	る事業等を抽出して体系的に整理しているため、取組の全ての所管課を掲載することは難しいと考えております。	
20	分野別施策の「12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」の「取組の方向性」に、「条例策定」と踏み込んで書くことを検討してほしい。	<p>インターネット上の人権侵害は、川崎市のための課題ではなく、国全体の課題であり、国における検討も進められていることから、その動向を注視しつつ、国の施策を踏まえながら、本市の実情に応じた効果的な手法・手段について、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動については、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、拡散防止措置（事業者への削除要請）や啓発を行うなどの取組を行っており、引き続き、同条例に基づく取組を進めてまいります。</p>	D
21	分野別施策の「12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」の「類型1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進」の「インターネット上の人権侵害に係る取組」について、市民館において取組・事業を行っており、図書館においても関連の図書などの情報提供をしているが、「事業・取組一覧」の所管課に教育委員会が入っていないため、追記してほしい。	<p>市民館・図書館においては、「インターネット上の人権侵害」に限らず、人権に関わる事業の実施や、あらゆる分野の資料収集・提供をしております。</p> <p>本計画は、人権に関し行政として目指すものを体系的に整理したものであり、取りまとめに当たっては、各分野別計画等から関連する事業等を抽出して体系的に整理しているため、取組の全ての所管課を掲載することは難しいと考えております。</p>	D
22	分野横断施策の「4 相談、人権救済、自立支援の充実」の「類型2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化」において、川崎人権擁護委員協議会との連携強化がうたわれていてよいと思う。	本計画において、川崎市人権擁護委員協議会との連携強化は、人権施策を推進する上での重要な取組の一つとして位置付けており、今後も、同協議会との連携を図りながら人権に関する施策を推進してまいります。	B
23	川崎人権擁護委員協議会は、Jリーグの選手と連携し保育園において人権教室を実施しているほか、小学校での人権教室や、中学生の人権作文コンテストも実施していることから、分野横断施策の「1 人権教育の推進」及び「2 人権意識の普及」についても追記してほしい。	川崎人権擁護委員協議会については、分野横断施策の「1 人権教育の推進」及び「2 人権意識の普及」に記載はありませんが、「4 相談、人権救済、自立支援の充実」の「類型2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化」の「川崎人権擁護委員協議会等との連携強化」の中で、本市とともに、人権に関する教育や普及の活動を行っております。	D

24	<p>分野横断施策の「1 人権教育の推進」の「類型1 学校・保育園等における人権教育の推進」に、学校の放課後に実施している「わくわくプラザ」を追記してほしい。</p>	<p>「わくわくプラザ」では、利用児童に対して子どもの権利について学ぶ機会を設けている施設もあり、今後も継続して、子どもの権利について学ぶ機会の確保に努めてまいります。</p>	D
25	<p>川崎人権擁護委員協議会は、「わくわくプラザ」で人権教室を実施しており、これは人権教育の推進普及に大事な場所と考える。「わくわくプラザ」を管理している職員への人権教育の必要性も感じており、「わくわくプラザ」での人権教育の普及推進は、新たに設定された「全体目標」の指標にも生きてくると思う。</p>	<p>川崎市では、「こども文化センター」及び「わくわくプラザ」に勤務する職員等を対象として、「川崎市放課後児童健全育成事業等職員資質向上研修」を毎年開催し、子どもの権利をテーマに、「川崎市子どもの権利条例」の理念と、子どもの権利尊重の視点での子どもとの関わり方をグループワーク等を通じて学び、職員の人権意識の向上とスキルアップを図っております。</p>	D
26	<p>川崎人権擁護委員協議会は、人権相談のみならず、人権教室や、小中学校へのSOSミニレターの配布など、簡単に相談できる仕組みを作って活動しており、法務局と同協議会の取組を分野別施策の「1 子どもの人権尊重と権利保護の推進」のどこかに追記してほしい。</p>	<p>川崎人権擁護委員協議会については、分野横断施策の「1 人権教育の推進」及び「2 人権意識の普及」に記載はありませんが、「4 相談、人権救済、自立支援の充実」の「類型2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化」の「川崎人権擁護委員協議会等との連携強化」の中で、本市とともに、人権に関する教育や普及の活動を行っております。</p>	D
27	<p>分野横断施策の「2 人権意識の普及」の「類型1 普及活動の推進」における「かわさき人権フェア」は、川崎市、法務局、川崎人権擁護委員協議会の3者の連携による川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会が実施しており、人権意識の普及啓発にとって意義のある活動だと思う。</p>	<p>本計画において、川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による連携は、人権施策を推進するための重要な取組の一つとして位置付けており、今後も、同協議会による連携を強化してまいります。</p>	B
28	<p>分野別施策の「6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進」の「類型1 差別の解消と人権侵害の防止」の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組」については、実際の被害が出る前の予防的措置として、より積極的な取組が早急に必要である。</p>	<p>本市では、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しておりますが、差別的言動の解消には、差別的言動は許されないものという意識が、市民等に浸透することが重要であることから、児童・生徒向けのリーフレットや啓発動画の作成といった人権教育や人権啓発の取組を進めており、今後も粘り強く継続して進めてまいります。</p>	D

29	<p>「人権」という概念について、学校などで学ぶ機会が少ないことから、市民の理解・共感が追いついていないと感じる。市の南北での格差もあり、より積極的に考えていくために、まず、それぞれの特徴や付き合い方などを知り合うことが重要なため、区別されがちな今回の対象とされている方々を横断的に交わせることができる「場」が求められていくと思う。本計画には、行政が率先して具体的な「場」を作っていくことが見られないため、積極的に「場」づくりや企画を実施することを求める。</p>	<p>人権尊重のまちづくりを推進するためには、より多くの市民と事業者が人権施策へ参画し、主体的な取組を広げていくことが必要と考えております。引き続き、市民、事業者が「人権を尊重し、共に生きる社会」づくりに参加できる機会を拡大するとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備に向けた取組を推進してまいります。</p>	D
30	<p>インターネット上のヘイトについては、川崎市だけの問題ではないが、国や他都市とも連携し、むしろ率先して規制していることをアピールしてもよいと思う。</p>	<p>本市の市民に向けられたものも含めて、インターネット上で国籍や民族などを理由とする差別的な投稿をなくしていくためには、そのような投稿はあってはならないもの、許されないものという意識が、市民やインターネット利用者に浸透することが重要であることから、本市では、インターネット上のヘイトスピーチに向けた動画を作成するなど、啓発に取り組んでいます。</p> <p>一方で、インターネット上の差別的な言動に対する自治体の取組には限界があり、国における全国的な規模での取組が必要だと考えていることから、本市は、九都県市を代表して、令和7年5月には総務省、6月には法務省に対し、その解消に向けた取組について、要望しました。</p>	D
31	<p>分野別施策の「2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」の「類型3 地域における男女共同参画の推進」の「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」が、居場所づくりの支援、自助グループ支援などにとどまっていることが疑問である。</p>	<p>生活上の困難に直面する女性への支援については、「類型3 地域における男女共同参画の推進」の「居場所づくりの支援」や「自助グループ支援」に加え、関連する「類型4 DV及び困難を抱える女性等への支援」の「様々な機関と連携・協働した支援体制の充実」や「様々な困難を抱える女性等が早期に必要な支援に繋がるよう、効果的な手法で相談窓口の周知」などを含め、取組を進めてまいります。</p>	D

(5) 「第4章 第2期実施計画の推進」に関する御意見（1件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	「2 進行管理について」において、実施状況の達成・未達成の評価は、外部の有識者が入った委員会ではなく、庁内連絡会議でまず行い、その結果を委員会に打診するという手順を踏んでいると思われるが、庁内連絡会議で検討する前に、市民の意見を聞く、審議会を合同で行うなど、なるべく市民、特に当事者から声を集めて、その生活の質を向上するような政策にしてほしい。	本計画においては、「進行管理」について「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」からの意見・助言を求めることとしております。同協議会は、学識経験者のほか、当事者団体を含む関係団体の役員及び市民で構成しており、当事者や市民など外部の視点が反映されるよう運用しております。	D

(6) その他に関する御意見（4件）

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>市民意見募集案内の本文に、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会が令和7（2025）年7月に提出した「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について（答申）」について触れていないのはなぜか。</p>	<p>「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定の方向性について（答申）」については、市民意見募集案内の本文には記載していませんが、「川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）」の「第3章 第2期実施計画」の「1 第2期実施計画策定の方向性」の「（1）計画の政策体系・方向性等」の本文に記載があり、その内容を踏まえて本計画を取りまとめております。</p>	E
2	<p>答申提出後、庁内連絡会議での議論について、議事録が公開されてないので、次回以降の意見募集の際は、どのような議論がなされたのかの概要を参考資料としてつけてほしい。</p>	<p>庁内連絡会議での議論の内容等については公開していませんが、参考資料の範囲等については、次回以降の意見募集の際に検討してまいります。</p>	D
3	<p>川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の全ての会議資料をウェブサイト上で公開してほしい。また、協議会の答申の「2 審議の経過」に「審議経過の詳細については、巻末の「参考資料2」を参照」とあるが、どのような意見が出たのか、摘録レベルで掲載してほしい。</p>	<p>川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の「会議資料」の取扱いや、答申の「参考資料」の記載内容については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、他の「会議資料」の取扱いや、他の答申の「参考資料」の記載内容を踏まえつつ、検討してまいります。</p>	E
4	<p>年末年始にまたがるようなパブリックコメントの募集の仕方を考え直してほしい。12月30日に閲覧したところ、募集中の案件が21件あり、関心のある内容について丁寧に資料を読み込んで意見を出したいが、年末年始はゆっくり過ごしたい。今回は、対象領域が広く、じっくり考えることが非常に難しかった。年末年始の休業期間は、パブリックコメントの募集期間の日数にカウントしないようにしてもらいたい。また、募集する期間を集中させるのではなく、ずらすことも考えてほしい。</p>	<p>パブリックコメントは、各計画や施策の検討状況を踏まえ、案件ごとに実施時期を設定しており、結果として特定の時期に募集が集中する場合があります。</p> <p>本計画のパブリックコメントについては、意見募集期間に年末年始が含まれることから、相応と考える期間を延長し、意見募集期間を令和7（2025）年12月1日から令和8（2026）年1月9日までとしております。</p>	E

市民意見等を踏まえた計画の修正事項

パブリックコメント手続でのA区分について必要な修正を行ったほか、必要な箇所を時点修正しました。

(1) パブリックコメント手続での修正箇所

※下線は修正箇所

本編 頁番号	修正内容〔修正後〕	〔修正前〕
P 4 3	<p>○分野別施策の「2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進」の「類型1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進」の「固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進」の「内容」の記述</p> <p>性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けて、男女共同参画やSDGsの目標5に関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。</p>	<p>性別による固定的な役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。</p>

(2) その他の主な修正箇所

※下線は修正箇所

本編 頁番号	修正内容〔修正後〕	〔修正前〕
P 8	<p>○「第2章 第2期実施計画の策定の背景」の「1 国の主な動向」の「○ 子どもの人権」の「・こども基本法の施行（令和5（2023）年4月）」の本文に追記</p> <p><u>これまででもこどもに関する各般の施策の充実が取り組まれてきたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけた。</u></p>	

	<p>このため、こども家庭庁の設置と相まって、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。</p>	<p>こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。</p>
P10	<p>○「第2章 第2期実施計画の策定の背景」の「1 国の主な動向」の「○ 障害者の人権」の本文に追記</p> <p>○ 障害者の人権 平成26(2014)年に日本が障害者権利条約を批准したことにより、条約の定める原則（差別禁止、合理的配慮、参加・包摂など）を反映するため、以下のような法制度改革が加速・実施された。</p>	<p>○ 障害者の人権</p>
P20	<p>○「第3章 第2期実施計画」の「3 第2期実施計画の体系」の「2 分野別施策」の「6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進」の「3 多文化共生教育の推進」の「主な事業・取組名」の表記</p> <p>・人権尊重・多文化共生教育推進事業</p>	<p>・多文化共生教育推進事業</p>
P54	<p>○「第3章 第2期実施計画」の「分野別施策6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進」に注釈追記</p> <p>※外国人市民：本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえない一因と考え、1996(平成8)年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から、「外国人市民」という言葉を使用。</p> <p>さらに、多文化共生社会推進指針では、外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながりのある人（国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等）も視野に入れて使用。</p> <p>※本邦外出身者：本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの。</p>	<p>—</p>

P57	<p>○「第3章 第2期実施計画」の「分野別施策6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進」の「類型3 多文化共生教育の推進」の「事業・取組名」の表記</p> <p>・<u>人権尊重</u>・多文化共生教育推進事業</p>	<p>・多文化共生教育推進事業</p>
-----	--	---------------------

※その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。